

「伯耆町地下水保全条例」の概要について

1. 目的（第1条）

この条例は、町民生活にかけがえのない資源である地下水を将来に引き継いでいくために、地下水利用の現状把握及び乱開発の防止を図り、地下水資源を保護し、町民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

2. 採取許可

◇許可申請が必要となる場合（第6条）

- ① 掘削しようとする井戸の揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートルを超える大きさ（以下「許可対象要件」という。）の場合
- ② 許可を受けた井戸について、ストレーナーの位置の変更若しくは許可要件を大きく変更する場合
- ③ 許可対象要件に該当しない井戸が、変更により①の要件に該当することとなった場合

◇影響調査（第8条）

- ・許可申請者は、周辺町民等が利用する地下水の水位に及ぼす影響を事前に調査しなければならない。
- ※ 生活用水だけに限られる場合及び町長が不要と認めた場合を除く。

◇許可申請時期（第9条）

- ・工事着手の60日前までに提出
- ※ 町長は申請書受理後、60日以内に許可・不許可の決定を行う。

◇変更の届出（第15条）

- ・許可内容に変更があった場合は、30日以内に届け出なければならない。

3. 採取量の報告

◇水量測定器の設置・採取量の報告（第12条）

- ・地下水採取許可を受けた者は、水量測定器を設置し、毎月の採取量を町長に報告しなければならない。
- ※ 生活用水だけに限られる場合及び町長が不要と認めた場合を除く。

◇採取量の報告時期（規則第5条）

- 毎年度4月末までに、前年度1年間の報告を行う。

4. 地下水採取の届出

◇許可対象要件に該当しない井戸（第13条）

- 許可対象要件に該当しない井戸を掘削しようとする者は、あらかじめ町長に届出書を提出しなければならない。
 - ※ 記載する事項については、許可申請の項目（条例第9条）と同様

◇経過措置（第14条）

- 条例の施行（平成25年7月1日）の際に、現に許可対象要件に該当する井戸を利用し、又は掘削している者は、この条例の施行の日から90日以内に届出書を町長に提出しなければならない。
 - ※ 届出書の提出をもって許可を受けたものとみなす。
 - ※ 条例施行の日から1年以内に水量測定器を設置し、毎月の採取量を町長に報告しなければならない（生活用水だけに限られる場合及び町長が不要と認めた場合を除く。報告時期は許可の場合と同様）。

5. 許可の失効・取り消し等

◇許可が失効する場合（第17条）

- 井戸を廃止したとき。
 - ※ 廃止した日から、30日以内に届出が必要
 - ※ 周辺の水環境に影響を与えないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 井戸の湧水機を動力によらないものとしたとき。

◇許可の取り消し等（第18条）

- 町長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 町長は、許可を受けないで井戸を掘削した者、許可の際に付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて、必要な措置をとることを命ずることができる。
- 町長は、予見することができなかつた特別の事情の発生により、地下水の保全を図るため、緊急の必要があると認めるときは、採取者に対し、相当の期間を定めて、地下水の採取を制限することができる。

6. 伯耆町地下水保全審議会（第 19 条）

- 地下水の保全に関する重要事項を調査審議するため、伯耆町地下水保全審議会を置く（町長の諮問に応じて調査審議する）。

7. 停止命令等

◇指導・勧告（第 25 条）

- 町長は、地下水の保全上必要があると認められるときは、採取者又はその代理人に対し、指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置（採取行為の一時停止を除く。）を講ずるよう勧告することができる。

◇措置命令（第 26 条）

- 町長は、第 25 条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置を怠ったときは、期限を定めて、当該措置を講ずるよう命ずることができる。

◇停止命令（第 28 条）

- 町長は、第 26 条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において期限を定めて、採取行為の一時停止を命ずることができる。

8. 罰則（第 31 条）

◇30 万円以下の罰金

- 許可を受けずに井戸を掘削した者又は許可の際に付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるよう町長が行った命令（第 18 条第 2 項）に違反した場合
- 予見することができなかつた特別の事情の発生により、地下水の保全を図るため、地下水の採取を制限するよう町長が行った命令（第 18 条第 3 項）に違反した場合
- 地下水の保全上必要な措置（採取行為の一時停止を除く。）を講ずるよう町長が行った命令（第 26 条）に違反した場合

◇20 万円以下の罰金（第 6 条違反）

- 許可対象要件に該当する井戸を無許可で設置した場合
- 許可を受けるに当たり、偽りその他不正な手段を用いた場合
- 許可を受けずに井戸を変更した場合

◇10万円以下の罰金

- 地下水採取の許可を受けた者が、井戸の完成後 15 日以内に完成届出書を提出せず、町の検査を受けなかった場合（第 11 条違反）
- 許可対象要件に該当しない井戸をあらかじめ届け出ずに掘削した場合（第 13 条違反）
- 井戸の廃止後 30 日以内にその旨を届け出ず、廃止した井戸周辺の水環境に影響を与えないよう必要な措置を講じなかった場合（第 17 条第 2 項違反）
- 正当な理由がないのに第 24 条第 1 項の規定による町の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合

◇両罰規定（第 32 条）

- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(参考)

